

東伏見 2 号分庁舎における生活介護事業
運営事業者募集要項

令和 8 年 10 月

西 東 京 市

1 募集の趣旨

今回の募集は、東伏見2号分庁舎において生活介護事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）第5条第7項及び同法施行規則第2条の6に規定する生活介護事業をいう。）を実施している運営事業者に係る行政財産賃貸借契約期間が満了することに伴い、新たに運営事業者を公募型プロポーザル方式により選考するものです。

2 物件の概要等

(1) 実費（光熱水費等）の支払があります。現在の運営事業者が使用している市の備品は、無償で貸与します。

(2) 行政財産賃貸借契約期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までです。

所在	用途	面積（㎡）
東京都西東京市東伏見六丁目1番36号 東伏見2号分庁舎	生活介護事業	100.53

3 応募の資格

障害者福祉を積極的に増進する能力があり、令和9年3月31日までに、東京都から「生活介護」の指定を受けられる法人。

ただし、以下の(1)から(4)の欠格事由に該当する事業者は、参加の申込みができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の欠格事由）に該当する事業者
- (2) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当する事業者
- (3) 応募書類提出時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止等の措置を受けている事業者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は更生手続をしている事業者

4 応募の条件

- (1) 令和9年4月1日から生活介護事業を開始できること。また、重度障害者の受け入れを可能とすること。

- (2) 現在の利用者と引き続き契約を締結するとともに、新規利用者については西東京市民を積極的に受け入れること。
- (3) 法令を遵守し、安定した質の高いサービスの提供ができること。
- (4) 本件業務と同種または類似の業務実績があること。
- (5) 行政財産貸付料提案が月額 26,000 円以上であること。

5 応募の手順

(1) 募集要項等

募集要項及び関係書類については、市ホームページからダウンロードしてください。

西東京市ホームページ：<https://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

(西東京市役所ホームページ⇒「市政情報」⇒「事業者向け情報」内にあります。)

(2) スケジュール

①	募集要項配布	令和 8 年 10 月 29 日 (木) ～12 月 10 日 (木)
②	質問書受付	令和 8 年 10 月 29 日 (木) ～11 月 13 日 (金) 最終日は午後 5 時まで
③	質問書回答	令和 8 年 11 月 24 日 (火)
④	応募書類の受付期間	令和 8 年 10 月 29 日 (木) ～12 月 10 日 (木) 各日午前 9 時～午後 5 時 (土、日、祝日を除く。)
⑤	第 1 次審査 (書類審査)	令和 8 年 12 月 15 日 (火)
⑥	第 1 次審査結果の通知	令和 8 年 12 月 22 日 (火)
⑦	第 2 次審査 (プレゼンテーション審査)	令和 9 年 1 月 19 日 (火)
⑧	第 2 次審査結果の通知	令和 9 年 1 月 26 日 (火)
⑨	事業引継ぎ期間	令和 9 年 2 月 1 日 (月) ～3 月 31 日 (水) まで

(3) 募集要項に関する質問の受付

別紙 1 (質問書) に必要事項を記入の上、電子メールで提出をお願いします。電子メールの表題は「東伏見 2 号分庁舎運営事業者募集 質問」としてください。(電話、FAX による質問にはお答えできませんのでご注意ください。)

なお、質問に対する回答は、公平性を保つために全ての質問 (原則として原文) と回答をホームページにて公表します。回答内容によっては、本募集要項の追加又は修正として扱います。

(4) 費用の負担

応募に要する経費は、応募者の負担とします。市は補填しませんのでご了承ください。

(5) 応募書類の提出

ア 受付日時 上記スケジュールのとおり

イ 受付場所 西東京市南町五丁目 6 番 13 号 西東京市役所田無庁舎 1 階
西東京市役所健康福祉部障害福祉課障害者支援係
電話：042-420-2804（直通）

ウ 受付方法 直接持参または郵送（電子メール等不可）

提出書類に不備がある場合には受付できません。

郵送の場合、收受後に受領確認のメールを送付します。

エ 提出書類

下記提出書類一覧の書類（9 部）のうち、正本 1 部は法人名を記載し、**副本 8 部（複写可）は法人名のみ無記入で提出**してください。

オ 留意事項

(ア) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(イ) 受付期間終了後の追加、差替え、訂正等は認められません。ただし、本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(ウ) 応募申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(エ) 提出された応募書類は、いかなる理由があっても返却しません。

(オ) 提出書類等は、応募者に無断で審査以外の目的で使用しないものとしますが、審査に必要な作業の範囲内で複製及び印刷を行うものとします。

(カ) 行政財産貸付料の提案は、月額 26,000 円を最低価格とします。月額 26,000 円を下回る金額で提案した場合は、失格とします。

提出書類一覧

様式	件 名	正本	副本 8 部
I 【申請書類】			
1	応募申込書	○	
2	実績報告書	○	
3	役員・評議員の構成（令和 8 年 10 月 29 日現在）	○	
II 【附属書類】			
任意	法人登記簿謄本 （現在事項全部証明書・応募申請前 3 か月以内に発行されたもの）	○	
任意	決算書（令和 7 年度）※ 1	○	
任意	重大な事故又は不祥事に関する報告書 ※ 2	○	○
任意	法人の履歴・事業経歴 ※様式任意 ※法人パンフレット可	○	○
III 【運営企画書】			
任意	運営企画書	○	○
IV 【行政財産貸付料提案書（参考見積書）】			
任意	行政財産貸付料提案書（令和 9 年度から令和 12 年度までの 3 年間の参考見積書）	○	○

※ 1 令和 7 年度の決算が完了していない場合、令和 6 年度でも可。

※ 2 「重大な事故又は不祥事」は、応募事業者において生じた以下の事項と定義する。

- (1) 自らの責めにより、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆に被害を与え、社会的及び経済的に大きな損失を与えた事項
- (2) 自らの責めにより、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆に被害を与えた事項
- (3) 自らの責めにより、従業員その他の関係者に死傷者を出した事項
- (4) (1)～(3)のほか、過失の有無を問わず、地方公共団体等に報告した事故又は不祥事があった場合

6 運営企画書の作成概要

- (1) A 4 版で提出してください。可能な限り両面印刷で、ページ数は 30 ページ以内としてください。

(2) 二次審査においてパワーポイント等を用いて企画提案を行う場合、その際の説明資料としても活用できる内容で運営企画書を作成してください。なお、二次審査時に追加資料の提出及び提示はできません。

(3) 以下の「運営企画書必須記載項目」を記載した運営企画書を作成してください。必須記載項目以外の内容の記載は、自由とします。

運営企画書必須記入項目		
項目名		詳細
1	参入動機	今回、東伏見2号分庁舎における生活介護事業者選定プロポーザル競技に申し込んだ動機（事業に参入しようとした理由等）について記入してください。
2	事業者概要	① 法人名、②所在地、③主たる運営事業、④資本金、⑤従業員数、⑥主要取引金融機関、⑦財政状況（決算書と同年度）
3	事業運営	① 貴法人が提案する事業内容、規模（利用者の人数）、具体的取り組みについて ② 貴法人が提案する事業運営に関する基本的な考え方、生活介護事業その他障害福祉サービスに関する提案、将来展望等について ③ 貴法人が提案する事業運営にあたり、職員体制、危機管理体制、虐待防止体制等について
4	自由提案	市にとって有益となる提案事項など

7 選定・評価方法

運営事業者の選定については、「東伏見2号分庁舎における生活介護事業運営事業者選定委員会」の審査を経て、市が運営事業者候補を決定します。

第1次審査は、各応募事業者から提出された応募書類等（書類審査・資格審査）の状況及び応募の資格要件を審査します。

第1次審査において応募事業者が4事業者以上となった場合には、事前審査を行い、上位3事業者までを選出し、第1次審査の点数は第2次審査に持ち越します。

また、応募事業者が3事業者以下の場合には、第1次審査を省略し、全応募事業者を第2次審査対象事業者とします。この場合は、第2次審査において第1次審査で行う採点を合わせて行います。

総合計点が満点の5割に満たない場合は、運営事業者の候補を選定しないもの（適格者なしとする。）とします。

第2次審査は、プレゼンテーション審査を実施します。実施時間及び場所の詳細は1次審査結果により、通知します。

提出された運営企画書に基づき、20分以内で説明を行ってください。その後、質疑の時間を別に15分程度設けます。

なお、プロジェクター等の機器類について使用を認めます。プロジェクター及びスクリーンの用意は市で行いますが、事業者が用意しても構いません。PCの用意及びプロジェクターの接続は事業者が行ってください。

審査は第1次審査と第2次審査の2段階で行い、総合加点方式で運営事業者候補を選定します。

採点表により採点を行い、集計の結果、評価点の最も高い応募事業者を運営事業者候補（第1位）とします。なお、最も評価点の高い応募事業者が複数あった場合は、選定委員会の合議により運営事業者候補（第1位）を決定します。

なお、選定結果によっては、適格者なしとする場合もあります。

(1) 選定結果の通知・公表

ア 第1次審査の結果については、応募事業者には、市より通知します。

イ 第2次審査の結果については、対象事業者へ通知するとともに、市ホームページで公表します。

(2) その後の手続き

市は、必要に応じて、運営事業者候補と運営内容に関する調整を行います。

8 欠格事項

(1) 要項以外の行為

この要項に定める手続・方法以外で、選定委員又は関係者にプロポーザル競技に対する援助を求めた場合は、失格とします。

(2) 提出書類の不備等

応募事業者から提出された書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 提出方法及び提出期限に適合しない場合

イ 様式及び注意事項に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

9 業務の引継ぎ

- (1) 運営事業者が現在の事業者から変更となった場合は、令和9年3月31日までに各業務の引継ぎ等を行っていただきます。
- (2) 運営期間の終了又は運営の取消しにより、運営事業者として選定された事業者又は市に業務を引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎを行っていただきます。
- (3) 業務引継ぎに要した費用は、全て運営事業者として選定された事業者の負担とします。

10 問合せ先

西東京市健康福祉部障害福祉課障害者支援係

電話：042-420-2804（直通）

ファクス：042-466-9666（共用）